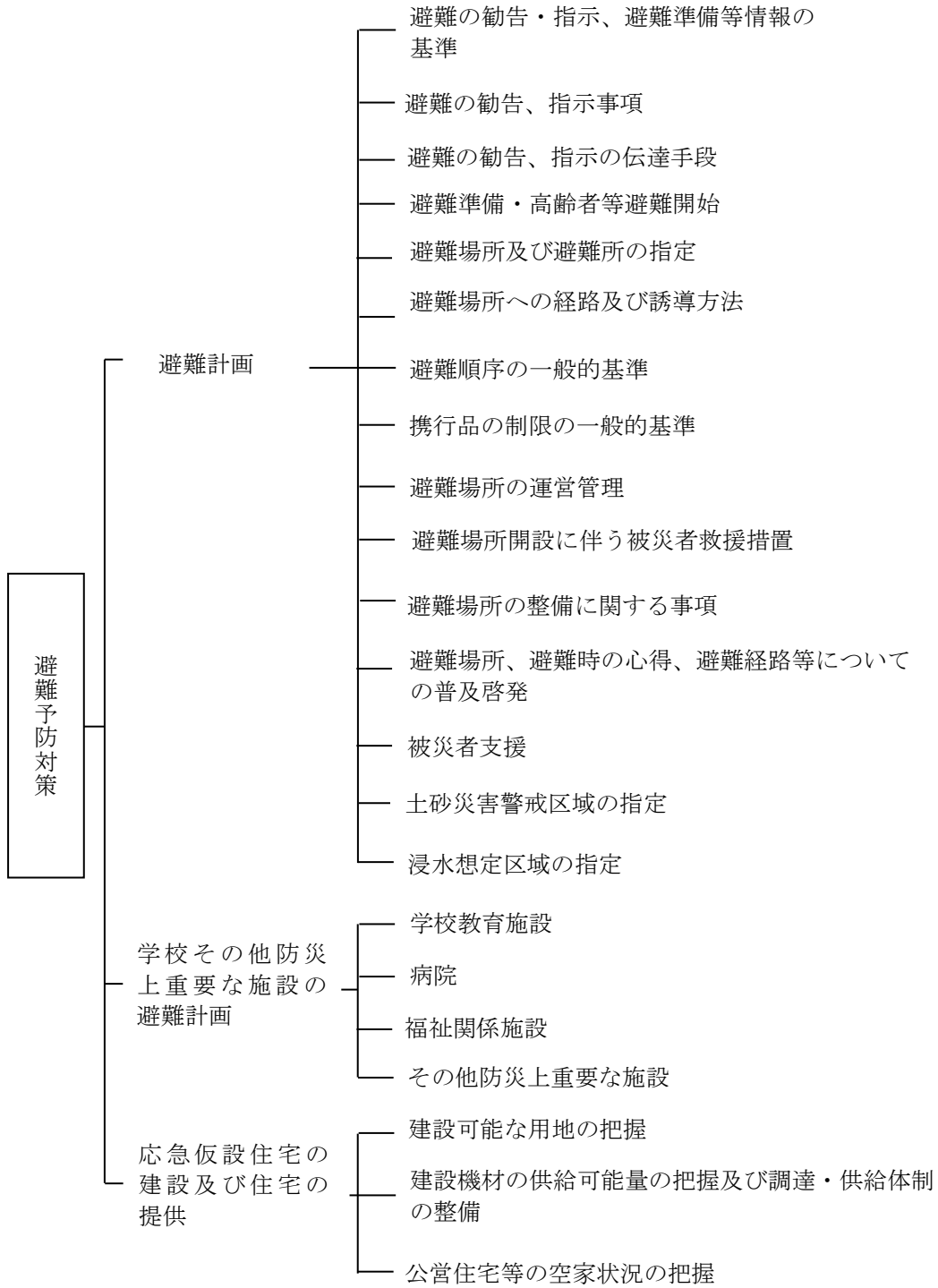


第7章 避難予防対策

基本的な考え方

災害時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るためには的確な避難行動が不可欠であり、避難誘導、避難場所等について、あらかじめ計画を策定しておく必要がある。



第1節 避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮した計画となるよう努めるとともに、公園、公民館、学校等の公的施設の他、町内企業が管理する施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性を考慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るものとする。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、「和木町業務継続計画」を更新・整備し、災害時に優先すべき業務（災害応急対応業務、優先度の高い通常業務）を選定し、当該業務遂行の役割分担を定め、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第1項 避難の勧告、指示、避難準備等情報の基準

町は、避難勧告等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準を定めた、「避難勧告等の発令伝達マニュアル」に基づき実施する。

本マニュアルについては、法令、関係機関の各種防災・警戒情報、経年の変化等により、逐次、改訂しその実効性を保持する。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 外が危険な場合は、屋内での垂直避難等（屋内安全確保）
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 外が危険な場合は、屋内での垂直避難等（屋内安全確保）

※屋内安全確保:避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがある場合に、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保を行うものとする。

第2項 避難の勧告、指示事項

避難の勧告・指示にあたって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。

- 1 避難の勧告・指示の発令者
- 2 指示等の理由（避難を要する理由）
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他・・・災害の状況により必要となる事項

第3項 避難の勧告、指示の伝達手段

避難の勧告、指示等を発令した場合の伝達手段等については、「避難勧告等の発令伝達マニュアル」に基づき実施する。

地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、町による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安部（署）、放送局等の協力による伝達体制を整備する。

また、夜間に避難勧告、指示等を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の災害時要援護者への伝達体制についても、「避難勧告等の発令伝達マニュアル」に基づき実施する。

- 1 信号による伝達
サイレン等の利用
- 2 無線、電話、メール及び放送等による伝達
防災行政無線、電話（自治会長等）、和木町防災メール、緊急速報メール、CATV等、アラートの配信によるテレビ等の表示、放送、広報車による巡回放送
- 3 広報車、伝達員による直接伝達
災害時における通信途絶を想定し、自主防災組織の活用や地区ごとの連絡責任者を定めておくなど、伝達員による伝達体制を整備する。

第4項 避難準備・高齢者等避難開始

避難勧告及び避難指示の事前段階として、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。

このため、平素において、「和木町要配慮者支援マニュアル」に基づき、避難時に介助・支援が必要な要配慮者の名簿を作成・整備し、関係者を限定した情報提供を実施するとともに、「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」に基づき、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や伝達方法を明確にした避難情報を提供するものとする。

第5項 避難場所及び避難所の指定

町は、別紙「要配慮者施設、避難場所等一覧」に基づき、災害の危険が切迫した緊急時において安全を確保する指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

1 選定基準

(1) 指定緊急避難場所

災害の種類に応じ、被災が想定されていない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上に避難者を受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(2) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造、設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとし、耐震性、耐火性も考慮するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保する措置が講じられ、相談等の支援を受けられることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

(3) その他留意すべき事項

火災の延焼が危惧される住宅密集地以外とする。この場合、適切な施設が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。

・避難場所、避難所の区分けの境界線は、自治会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分とする。

・各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるように配慮する。

- ・避難人口は、夜間人口による。
- 2 避難場所及び避難所の利用一覧表の作成
上記により選定した避難場所及び避難所について、あらかじめ利用一覧表を作成し、所要事項を整備しておくものとする。

「避難場所の利用一覧表」(例)

使用する地域又は自治会名	避難所名	収容人員	炊き出し能力	施設の能力	経路・位置・所要時間	施設管理者	管理責任者	連絡員

- 3 避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議
 - (1) 避難予定場所の施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておく必要がある。
 - (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
 - (3) 管理責任者を予定しておく。

第6項 避難場所への経路及び誘導方法

「和木町要配慮者支援マニュアル」に基づき、高齢者、障害者等の災害要援護者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）を実施する。

- 1 避難誘導体制
 - (1) 誘導責任者、協力者
誘導機関としては、警察、消防機関、町職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、町職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶこと。
 - (2) 避難指示者（町長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡
指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。
 - (3) 避難誘導標識等の整備
避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図る。また、夜間照明の設置に努める。
- 2 避難経路の選定
 - (1) 避難経路を2経路以上選定する。
 - (2) 相互に交差しない。
 - (3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないように配慮する。
 - (4) 住民の理解と協力を得て選定する。
- 3 防災道路の整備
町は、町民が安全に避難できるよう、また、物資の輸送、消防活動を行う緊急車両が通行するために十分な幅員をもった防災道路の整備を計画的に推進していく。
計画については、別に定める。

第7項 避難順位の一般的基準

- 1 病弱者、高齢者、障害者、傷病者、妊婦
- 2 乳幼児、学童
- 3 女性
- 4 その他の者
- 5 防災従事者

第8項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくものとする。

- 1 携帯品として認められるもの
貴重品（現金、預金通帳、印鑑、免許証・健康保険証（カード））、常備薬（処方箋を含む）、懐中電燈、携帯ラジオ
- 2 余裕がある場合
上記の他若干の食料品、日用品等

第9項 避難所の運営管理

避難所における活動を円滑に実施するため、県の「地域住民による自主的な避難所運営ガイドライン」に基づき、町の避難所の運営に関するマニュアルを策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

- 1 管理運営体制の確立
管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡）について、あらかじめ定めておくものとする。
- 2 避難者名簿（様式の作成）
- 3 避難収容中の秩序保持（管理要領）、集団生活に最低限必要な規律等
- 4 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）
- 5 各種相談業務
上記の他、感染症対策に特段の配慮を必要とする期間においては、「感染症対策下における避難所の開設・運営計画」による感染症対策を実施する。

第10項 避難場所開設に伴う被災者救援措置

- 1 給水措置
- 2 給食措置
- 3 毛布、寝具等の支給
- 4 衣料、日用品の支給
- 5 負傷者に対する応急救護

第11項 避難所の整備に関する事項

- 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明、空調設備等）
- 2 避難場所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器等）
- 3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ、Wi-Fi等）
- 4 避難場所での備蓄
食料品、水、常備薬、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資
- 5 高齢者、要配慮者に配慮したバリアフリー化

第12項 避難所、避難時の心得等についての普及啓発

- 1 平常時における広報
 - (1) 広報紙、掲示板、パンフレット、ハザードマップ等の作成及び配布
 - (2) 住民に対する巡回指導
 - (3) 防災訓練等の実施
- 2 災害時における広報
 - (1) 広報車による周知
 - (2) 避難誘導員による現地広報
 - (3) 自治会等自主防災組織を通じた広報

第13項 被災者支援

「和木町被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」に基づき、住家被害認定調査、り災証明書の発行に関する業務は、主管課により対応するが、大規模災害等による当該主管課による業務の停滞が予想される場合は、関係部署からの職員派遣、業務支援等により、り災証明書の早期発行による被災者の生活再建支援体制の整備を図る。

第14項 土砂災害警戒区域の指定

1 土砂災害警戒区域ごとに、次の事項について定めるものとする。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の伝達に関する事項は、「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」第2編「土砂災害」のとおりとする。
- (2) 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他、特に配慮を要する者が利用する施設が有る場合には、施設の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法については、「和木町要配慮者支援マニュアル」に定めるとおりとする。
- (3) 災害対策基本法第48条第1項に基づき、町が実施する土砂災害避難訓練については、第2編第3章第1項に基づく他、要配慮者に対しては、「和木町要配慮者支援マニュアル」に定める通り実施するものとする。
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条（警戒避難体制の整備）第4項に該当する、社会福祉施設、学校、医療施設その他、主として配慮を要する者が利用する施設については、別紙「要配慮者施設、避難場所等一覧」3「警戒区域に所在する要配慮者施設」に示すとおりとする。
- (5) 救助に関する事項については、第2編第8章第1項に基づき、実施する。

2 町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設、その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ（土砂災害）の町内全戸配布、公共施設、町HPへの掲示等、の措置を実施する。

3 町は、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するものとする。

第15項 浸水想定区域の指定

1 浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。

- (1) 浸水想定区域ごとに洪水予報及び氾濫危険水位（特別警戒水位）の伝達方法、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項は、「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」第1編「水害」、第3編「高潮災害」、第4編「津波災害」のとおりとする。
- (2) 浸水想定区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他、特に配慮を要する者が利用する施設が有る場合には、施設の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法については、「和木町要配慮者支援マニュアル」に定めるとおりとする。
- (3) 災害対策基本法第48条第1項に基づき、町が実施する浸水災害からの避難訓練については、第2編第3章第1項に基づく他、要配慮者に対しては、「和木町要配慮者支援マニュアル」に定める通り実施するものとする。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条（浸水相当区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置）第4項に該当する、社会福祉施設、学校、医療施設その他、主として配慮を要する者が利用する施設については、別紙「要配慮者施設、避難場所等一覧」3「警戒区域に所在する報配慮者施設」に示すとおりとする。

2 国（国交省）、県より提供される浸水想定区域等に基づき、「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」により、洪水に関する情報の伝達方法、浸水の恐れがある場合における避難施設その他の避難場所及びその他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ

(洪水)の町内全戸配布、公共施設、町HPへの掲示等、の措置を実施する。

第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

町は、別紙「要配慮者施設、避難場所一覧」第3「警戒区域に所在する要配慮者施設」に示す要配慮者施設は、次の事項に留意し、関係機関と協議の上、当該施設毎に避難計画の作成を指導し、関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

- 1 学校等教育施設
それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項
- 2 病院
患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項
- 3 福祉関係施設
入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項
- 4 その他防災上重要な施設
避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法に関する事項

第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

町は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

- 1 建設可能な用地の把握
あらかじめ応急仮設住宅の建設可能な用地を把握するなど、供給体制の整備をしておく。
- 2 建設機材の供給可能量の把握・供給体制の整備
応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。
- 3 公営住宅等の空屋状況の把握
公営住宅、民間等の空家状況を常に把握し、災害時には被災者に迅速に情報提供する。